

〈ひろぎん〉バリューローン契約書(当座貸越契約)

広島銀行DCカード、広島銀行JCBカード、JCB LINDAまたはJCBプラチナをお申し込みの方は除きます。

本契約は、〈ひろぎん〉バリューワンDCを選択した場合は〈ひろぎん〉クレジットカードDC会員規約、〈ひろぎん〉バリューワンJCBを選択した場合は〈ひろぎん〉バリューワンJCB会員規約に基づく会員資格の審査の結果、株式会社広島銀行(以下「当行」といいます。)が利用者として承認した方(以下「契約者」といいます。)が利用する〈ひろぎん〉バリューワンのサービスのうち、バリューワンDCについてはひろぎんクレジットサービス株式会社または三菱UFJニコス株式会社、または株式会社オリエントコーポレーション(以下ひろぎんクレジットサービス株式会社と三菱UFJニコス株式会社と株式会社オリエントコーポレーションをあわせて「保証会社」といいます。)の保証に基づく当行の当座貸越取引(〈ひろぎん〉バリューローン)について定めるものです。尚、本契約に基づく取引は、本契約のほかに、既に取り用口座で総合口座貸越型カードローン(〈ひろぎん〉総合口座プラス30等)を利用している場合は、本契約との重複契約はできないものとします。また、契約者は、〈ひろぎん〉バリューローン取引について「ひろぎん総合口座取引規定」、「〈ひろぎん〉バリューローン取引規定」、および「〈ひろぎん〉バリューローンカード規定」を承認のうえ、次の条項を確約します。

第1条(取引の開設等)

当行との当座貸越取引(〈ひろぎん〉バリューローン取引)は、当行本支店のうち、「〈ひろぎん〉バリューワン入会申込書兼当座貸越契約書」(以下「申込書兼当座貸越契約書」といいます。)記載の取引店(以下「取引店」といいます。)のみで開設するものとします。

1.〈ひろぎん〉バリューローン随時返済型の場合

- (1) この取引を行うに際しては、取引用口座として総合口座を使用するものとし、本契約のほか、〈ひろぎん〉総合口座取引規定の各条項に従います。
- (2) 本取引に使用するためのカードおよび通帳は、申込書兼当座貸越契約書記載の返済指定口座(以下「返済指定口座」といいます。)の総合口座通帳およびキャッシュカードとします。

2.〈ひろぎん〉バリューローン定額返済型の場合

- (1) この取引を行うに際して、取引用口座は専用口座とします。
- (2) 本取引に使用するためのカードおよび暗証番号は、返済指定口座のキャッシュカードと同一とします。なお、通帳については、当行は発行しないものとします。

第2条(取引期間)

1. 契約者がこの契約にもとづき、〈ひろぎん〉バリューワンカード(以下「カード」といいます。)を使用して当座貸越をうけられる期間(以下単に「取引期間」といいます。)は契約成立日から、その申込書兼当座貸越契約書記載の契約期間(以下「契約期間」といいます。)の応当日の属する月の月末、(当行休業日の場合はその翌営業日)までとします。当行は、1年以上当座貸越の利用のない会員が、当行からの通知後相当期間内に利用継続を希望する旨の回答をしない場合、本契約を解除できるものとします。なお、期限までに当行から契約者に期限を延長しない旨の申出がない場合には取引期間はさらに契約期間延長されるものとし以降も同様とします。但し、〈ひろぎん〉バリューローン定額返済型については満57歳を超えて、または勤務先を退職以降は延長いたしません。契約期間延長にあたっては、当行の店頭に表示された所定の手数料を支払います。
2. 期限までに当行から契約者に期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。

- (1) 契約者は期限の翌日以降当座貸越をうけません。
 - (2) 貸越元金金は、第6条にかかわらず当行の請求にもとづき、一括返済することとします。
 - (3) 期限に貸越元金がない場合は期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。
 - (4) 契約者は、カードを返却します。
3. 契約者について相続が開始した場合は、第1項の規定にかかわらず、カード取引期間は終了するものとし、借主の相続人等がカードを使用した当座貸越を受けることはできません。

第3条(取引方法)

1. この契約による貸越取引は、小切手、手形の振出あるいは引受けは行わないものとします。当座貸越および、公共料金等の自動支払について行うものとします。但し、〈ひろぎん〉バリューローン随時返済型の場合は、当座貸越および、公共料金等の自動支払について行うものとします。
2. 前項の貸越取引について契約者はカードを使用して貸越をうけるものとします。
3. カード、現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます)の取扱については〈ひろぎん〉バリューローンカード規定によります。
4. この契約による当座貸越については、総合口座取引としひろぎん総合口座取引規定および〈ひろぎん〉バリューローン取引規定によります。
5. 契約者はこの契約の継続中は取引店以外での店舗では、重ねてバリューローン取引を行いません。

第4条(貸越極度額)

1. この契約により当行から借入できる貸越極度額は、申込書兼当座貸越契約書記載の貸越極度額のとおりとします。
2. 前項の貸越極度額を超えて当行が貸越を行った場合にも、この契約の各条項が適用されるものとし、その場合は、当行から請求があり次第、直ちに貸越極度額を超える金額を支払います。
3. 同日に数件の貸出の請求がある場合に、その総額が第1項の貸越極度額を超えるときは、そのいずれを貸出するかは当行の任意とします。
4. 当行は、この取引の利用状況等により貸越極度額を増額または減額し、あるいは新たな借入を中止することができるものとします。なお、この場合、当行はあらかじめ変更内容および変更日を、書面で契約者に通知するものとします。

第5条(利息損害金)

1. 〈ひろぎん〉バリューローン随時返済型の場合

1. 貸越金の利息(保証料を含む)は、次の通りとします。〈ひろぎん〉バリューワンのクレジットカードサービスについて契約者がゴールド会員の場合は、年14.6%(年365日の日割計算)、一般会員の場合は、年14.6%(年365日の日割計算)の利率により、毎日の貸越金の最終残高について計算し、毎年3月と9月の当行所定の日に返済指定口座から引き落としまたは返済指定口座の貸越元金に組入れるものとします。なお、総合口座貸越の利息がある場合には、これを合算のうえ同様に取扱うものとします。
2. 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、次の通りとします。〈ひろぎん〉バリューワンのクレジットカードサービスについて契約者がゴールド会員の場合は、年15%(年365日の日割計算)、一般会員の場合は、年18%(年365日の日割計算)の割合によるものとします。
3. 当行が特に契約者に対して、割引利率を適用した場合には、契約者に通知することなく当行はいつでもその割引利率を変更し、また割引利率の適用を中止することができるものとします。

2. 〈ひろぎん〉バリューローン定額返済型の場合

1. 貸越金の利息 貸越金の利息は付利単位を100円とし、毎月の約定返済日(7日ただし銀行休業日の場合は翌営業日)に前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの利息を当行所定の利率及び方法によって計算のうえ貸越元金に組み入れるものとします。利息の計算は平年、閏年に関係なく毎日の貸越最終残高×年利率/365の

- 算式により行うものとします。返済方法は、第6条の定めのとおり、返済指定口座から自動支払いの方法によります。
2. 借入利率 当初借入利率は審査結果により前記借入利率の範囲内で決定するものとします。借入後は後記「借入利率の変更」の定めによる変動利率とします。

「借入利率の変更」

1. 借入利率の変更(1)借入利率変更の基準となる利率を「基準利率」といい、借入利率は今後基準利率の変動にともない基準利率の変動幅と同一幅で引上げまたは引下げられるものとします。(2)基準利率の変動幅を算出するための基準利率を比較する基準となる日を「基準日」といいます。(3)基準利率の取扱が廃止される等金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、当行は基準利率の対象を一般に行われる程度のもにに変更することができるとし、変更後初回における前回との比較は当行が相当と認める方法によるものとします。変更にあたっては、当行はあらかじめ変更内容および変更日を、当行の店頭に掲示するか、または書面で契約者に通知するものとします。(4)下記の通り借入利率は変更されるものとします。①基準利率は、当行の長期貸出最優遇金利(当行の定める短期貸出最優遇金利に連動する方式)とします。②借入利率引上げ幅または引下げの幅の算出は、毎年3月1日および9月1日を基準日として行うものとし、借入利率引上げまたは引下げの幅は、前回基準日における基準利率と今回基準日における基準利率の差とします。ただし、この契約の締結日以降最初に到来する基準日においては、その基準日における基準利率とこの契約日における基準利率とを比較し、差が生じた場合にはその差と同一幅で借入利率を変更するものとします。③前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。基準日以降最初に到来する4月または10月の各第1営業日を適用開始日とします。
3. 当行が特に契約者に対して割引利率を適用した場合には、契約者に通知することなく当行はいつでも割引利率を変更し、または割引利率の適用を中止することができるとします。
4. 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は遅延している元金に対し年14%(年365日の日割計算)とします。

第6条(定例返済)

1.<ひろぎん>バリューローン随時返済型の場合

1. 貸越金の返済は、返済指定口座への入金により随時に任意の金額を返済することとし、残額を期日に一括返済します。なお、貸越金をこえて返済のために入金を行った場合には、貸越金を全額返済後その剰余金を返済指定口座に入金します。

2.<ひろぎん>バリューローン定額返済型の場合

1. 契約者は前記返済方法にもとづき、当月の前記約定返済日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、前条第1項に定める利息組み入れ後の当座貸越残高に応じて次の通り返済します。

前条1項に定める利息組入後の貸越残高	定例返済額(変動金利型)
1万円以下	その現残高
1万円超～50万円以下	1 万 円
50万円超～100万円以下	2 万 円
100万円超～200万円以下	3 万 円
200万円超～350万円以下	4 万 円
350万円超～400万円以下	5 万 円
400万円超～500万円以下	6 万 円
500万円超	7 万 円

第7条(定例返済額等の自動支払)

定例返済額等を契約者名義の前記返済用預金口座からの自動支払いの方法による場合は次によります。

1. 契約者は、定例返済額の返済のため、返済日(返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。)までに毎回の定例返済額相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 当行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用残高が毎回の定例返済額に満たない場合には、当行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の貸越金等相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、当行は貸越金等と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
4. 契約者は、規定第18条に定める費用の他、この契約ならびに付帯書類(特約書、変更契約書等)にかかる契約者の負担するべきいっさいの費用(借入金の担保・保証に関連して負担する不動産登記費用、事務取扱手数料、繰上返済手数料、その他所定の手数料、火災保険料、確定日付料、および本借入に関する当行の立替費用)およびそれらの振込手数料を第2項と同様の方法で当行所定の日に支払うことを当行に委託します。

第8条(臨時返済)

<ひろぎん>バリューローン定額返済型については、以下の通り、臨時返済を行うことができるものとします。

1. 第6条による定例返済のほか、契約者は随時に任意の金額を返済することができるものとします。
2. 前項の臨時返済は第7条の自動引落としによらず、ローンカードによる返済または返済指定口座からの払戻しにより支払うものとします。

第9条(期限の利益の喪失)

1. 契約者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの催告通知等がなくても、契約者は当行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。
 - (1) 破産手続、個人民事再生手続、特定調定手続の申立開始があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 前2号の他、契約者が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したときなど、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (4) 契約者の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (5) 契約者が行方不明となり、当行から契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
 - (6) 契約者が返済を遅延し、当行から書面により督促しても、次の返済日までに元金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
2. バリューワンカードに係る債務について一つでも期限の利益を失った場合には、同カードにかかるその他の債務全てについても当然期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。
3. 契約者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの請求によって、契約者は当行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。なお、当行の請求に際し、当行に対する債務を全額支払うことにつき支障がない旨を契約者が遅滞なく当行に書面にて通知したことにより、当行が従来通り期限の利益を認める場合には、当行は書面にてその旨を契約者に通知するものとします。ただし、期限の利益を喪失したことにもとづき既になされた当行の行為については、その効力を妨げないものとします。
 - (1) 契約者がバリューワンカードにかかる債務以外の当行に対する

債務の一部でも履行を遅滞したとき。

- (2) 契約者がバリューワンカードにかかる債務以外の当行に対する他の債務の期限の利益を失ったとき。
 - (3) 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
 - (4) 契約者が当行との取引約定に違反したとき、あるいは第20条にもとづく当行への報告または当行へ提出する信用状況を示す書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
 - (5) 保証会社が前項または本項の各号の一にでも該当したとき。
 - (6) 保証会社から保証の中止または解約の申出のあったとき。
 - (7) 契約者が借入の際に当行に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金を充てたとき。
 - (8) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
4. 前項の場合において、契約者が住所変更の届出を怠る、あるいは契約者が当行からの請求を受領しないなど契約者の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第10条の1(減額・解約・中止)

1. 前条各項の事由があるときは、いつでも当行は貸越を中止またはこの契約の解約をすることができるものとします。
2. 契約者はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、契約者は当行所定の書面により当行に通知します。
3. 前2項によりこの契約が解約された場合、契約者は直ちにカードを返却し、貸越元利金を弁済します。
また、極度額を減額された場合にも、直ちに減額後の極度額を超える貸越金を支払います。

第10条の2(担保)

契約者がこの契約に関して担保を差し入れた場合は、次によります。

1. 担保価値の減少、契約者の信用不安など当行の契約者に対する債権保全を必要とする相当の事由が生じ、当行が相当期間を定めて請求した場合には、契約者は、当行の承認する担保もしくは増担保を提供し、または保証人をたてもしくはこれを追加するものとします。
2. 契約者は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により当行の承諾を得るものとします。当行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生じるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
3. この契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保については法定の手続きを含めて、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により当行において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、その後なお残債務がある場合には、契約者は直ちに返済するものとします。また、この契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰の生じた場合には、当行はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。
4. 契約者の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等当行の責めに帰することのできない事情によって損害が生じた場合には、当行は責任を負わないものとします。

第11条(担保の提供)

1. 保証会社に、第9条に定める事由など、当行の契約者に対する債権保全を必要とする相当の事由が生じ、当行が相当期間を定めて請求した場合には、契約者は、当行の承認する担保もしくは増担保を提供し、または保証人をたてもしくはこれを追加するものとします。
2. 保証会社が保証契約または保険契約の取消、解除をした場合も前号と同様とします。

第12条(当行からの相殺)

1. 当行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、契約者の当行に対する預金その他の債権と、その債権の期限のいかにかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行までの日とし、預金その他の利率については、預金規定等の定めによります。

第13条(契約者からの相殺)

1. 契約者は、この契約による債務と期限の到来している契約者の当行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の7営業日前までに当行へ書面により通知するものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第14条(当行による債務の返済等にあてる順序)

1. 当行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、当行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、契約者は、その指定に対して異議を述べないものとします。

第15条(契約者による債務の返済等にあてる順序)

1. 契約者から返済または相殺する場合に、この契約による債務のほかに当行取引上の他の債務があるときは、契約者はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、契約者がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当行が指定することができ、契約者はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 契約者の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の契約者の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を延べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
3. 第1項のなお書または第2項によって当行が指定する契約者の債務については、その期限が到来したものとします。

第16条(代り証書等の差し入れ)

契約者が当行に差し入れたこの契約書またはその他の書類が、事変、災害、運送中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、当行の帳簿、伝票等の記録にもとづいてこの契約の債務の返済をするものとします。なお、当行の請求があればただちに代りの契約書その他書類を差し入れるものとします。この場合に生じた損害については当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約者が負担します。

第17条(印鑑照合)

当行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影または返済指定口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責めを負わないものとします。

第18条(費用の負担)

次の各号に掲げる当行および保証会社における費用は、契約者が負担するものとします。

1. 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
2. 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
3. 契約者または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

(訴訟費用および弁護士費用を含みます。)

4. 契約者が自己の権利を保全するために当行に協力を依頼した場合に要した費用。
5. この契約書ならびに付帯書類(特約書、変更契約書等)にかかる印紙代。

第19条(届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号、職業、その他届出事項に変更があったときは、契約者は直ちに当行に書面で届け出るものとします。
2. 契約者が前項の届出を怠ったため、当行が契約者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第20条(報告および調査)

1. 契約者は、当行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに契約者および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 契約者は、担保の状況、または契約者の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、当行に報告するものとします。

第21条(成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を当行に書面によって届け出ます。また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出ます。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行へ書面によって届け出ます。
3. すでに私もしくはその補助人・保佐人・後見人が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、私について任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当行に届け出ます。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行へ届け出ます。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第22条(銀行取引約定書の適用)

契約者が当行と別に銀行取引約定書を合意している場合、または、将来合意する場合には、この契約書に定めのない事項については、その各条項を適用できるものとします。

第23条(公正証書の作成)

契約者は、当行の請求があればただちにこの契約によるいっさいの債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。そのために要した費用は、契約者が負担します。

第24条(規定の変更)

1. この契約書の約定(ただし、「借入利率の変更」により利率が変更される場合を除く)は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第25条(準拠法、合意管轄)

1. この契約にもとづく取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この契約にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第26条(取引期間終了後の当座貸越契約書の扱い)

取引期間が終了した後6ヵ月以内に契約者より特段の申し出がない場合は、当行は契約者に通知することなく、当座貸越契約書および付帯書

類を破棄処分することができるものとします。

第27条(保証会社に関する特約)

- 1.借主は、当行が保証会社（包括承継または債務引受けによりこれらの者の地位を取得した者を含みます。）の一部に対して履行の請求を行った場合は、借主にも請求の効力が及ぶことに予め同意します。
- 2.借主は、保証会社から当行に対して請求があったときは、当行が、保証会社に対し、民法458条の2所定の情報（主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）を提供することに予め同意します。

以上